

第 11 章 地震防災施設等整備計画

1. 計画の概要

町が、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

2. 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

町は、地震が発生した場合に、消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の基準等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

町の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

① 自主防災組織等が使用する資機材

町は、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業等を活用するなどして、町民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

② 町における防災資機材の整備

町は、災害発生時の応急活動に必要となる次の資機材の整備に努める。

(ア) 水防用資機材等

(3) 防災活動拠点施設の整備

町は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には町民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。

3. 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(1) 計画期間

第5次地震防災緊急事業五箇年計画 平成 28 年度～平成 32 年度

(2) 対象事業

町地域防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの。

① 避難地

② 避難路

③ 消防用施設

④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート

⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を収容するための施設

⑦ 医療法第 31 条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- ⑧ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の保育園、幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ ⑦～⑩までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- ⑫ 地震災害発生時に、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑬ 地震災害発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び町民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ⑭ 地震災害発生時における飲料水及び電源等を確保し、被災者の生活を維持するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備
- ⑮ 地震災害発生時に必要となる救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑯ 地震災害発生時に、負傷者を一時的に収容及び保護するために必要となる救護設備又は資機材
- ⑰ その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの